

(24) 金沢学院短期大学学友会会則

第1章 総則

第1条 本会は、金沢学院短期大学学友会と称する。

第2条 本会は、本学学生の総意に基づき、学生の自治精神を養い、友愛・平和の精神を深め、より豊かな学生生活を築くことを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会の会員は、金沢学院短期大学学生とする。

第3章 役員

第4条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名
書 記 2名 会 計 2名
会計監事 2名（1年生より選出する。）

2 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、学生総会を開き、議長に議会の開催を要求できる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合はその任務を代行する。

4 書記は、会則およびその付属規則、役員・議員名簿を調整し、議会議事の記録と保持にあたる。

5 会計は、会計事務を処理する。

6 会計監事は、本会の会計を監査する。

第5条 本会役員は、別に定める学友会選挙規則に従い選出され、その任期は3月1日から翌2月末日までの1年とする。

2 役員は、任期満了後も、新役員が選出されるまでの期間はその任務を代行できる。

3 役員は、全会員の三分の二以上の不信任案請求があった場合、辞任しなければならない。

第4章 機関

第6条 本会の目的遂行のために、次の機関を置く。

1. 学生総会
2. 議会
3. 執行委員会
4. クラブ連絡会

第5章 学生総会

第7条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、会長は次の場合、学生総会を開かねばならない。

- (1) 議会が必要と認めた場合
- (2) 会員の三分の二以上の要求があった場合

第8条 学生総会は、会員の三分の二以上の出席によって成立する。議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第6章 議会

第9条 議会は、年に1回以上の定例議会、及び議員の二分の一以上の要求のある場合、あるいは議長が必要と認めた場合に開催する臨時議会とする。

第10条 議会は、議員の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。本会の役員は、議決権をもたない。

第11条 議会は、議長、副議長、議員および役員で構成される。

第7章 議長、副議長及び議員

第12条 議長、副議長は議員中より互選し、任期は1年とする。

第13条 議長は、学生総会、定例議会、臨時議会を招集する。

第14条 議長は、議会の円滑な議案審議を図る。副議長は、議長を補佐し、議長に事故のある場合、その任務を代行する。

第15条 議員は、前期始め2週間以内に、会員中より各クラス2名ずつ選出しなければならない。議員の任期は、1年とする。

第16条 議員は、クラス討論会を主催し、クラスを代表して議会の議案審議にあたる。

第8章 執行委員会

第17条 本会に執行委員会を置き、本会の会長が執行委員長、副会長が副執行委員長、書記、会計がそれぞれ書記、会計となる。

第18条 執行委員長は、必要に応じて執行委員会を開催し、執行委員の三分の二の出席をもって成立する。

第19条 執行委員会は、議案を議会に提出し、議会の議決事項の執行にあたる。

第20条 執行委員長は、必要に応じてクラブ連絡会を開催できる。

第9章 クラブ連絡会

第21条 本会は、議会の付属機関としてクラブ連絡会を置く。クラブ連絡会は、各クラブ代表者2名及び執行委員で構成され、クラブ活動の円滑な運営と連絡を図るものとする。

第10章 会計

第22条 本会の経費は、会員の入会金、会費及び大学よりの助成金から支弁される。入会金及び会費の額は別にこれを定める。

第23条 会計年度は、毎年3月1日より翌2月末日までの1カ年とする。

第24条 本会役員は、任期満了の時に会計諸帳簿を整備し、次期役員に引継がなければならない。執行委員会は、議会に対して決算報告を行い、その承認を得なければならない。

第11章 顧問

第25条 本会に本学教職員中より学友会顧問、会計顧問を置く。各顧問は、それぞれ適宜の助言指導をすることができる。

第12章 会則の改正

第26条 本会の会則を改正する場合は、議員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

附 則

この会則は、昭和38年4月1日より施行する。

昭和52年2月8日 一部改正

平成29年2月28日 一部改正